

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年1月16日

支出負担行為担当官代理
静岡地方法務局次長 齊藤 恵子

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 件名 | 自動うがい器供給契約 |
| (2) 仕様及び数量等 | 仕様書のとおり |
| (3) 納入場所 | 仕様書のとおり |
| (4) 履行期限 | 平成30年3月30日（金） |

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、D等級以上に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 入札説明書の交付を受け、同書に定められた書類を期日までに提出した者であること。
- (5) 契約の相手方として不適当な者でなく、契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示すような者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (ロ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- イ 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- (6) その他、入札説明書及び仕様書において定める条件を満たす者であること。

3 契約条項等を示す場所及び問合せ先

〒420-8650 静岡市葵区追手町9番50号
静岡地方法務局会計課用度係 担当 高橋
電話 054-254-8097

4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムを利用することができる案件である。

5 入札説明書等の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所

上記3の場所及び電子調達システムによる。

(2) 交付期間

公告の日から平成30年2月5日（月）まで

なお、上記3の場所において配布するのは、午前9時から午後5時15分まで（土、日、祝日及び正午から午後1時までを除く。）。

6 入札書の提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限 平成30年2月14日（水）午後5時15分まで

(2) 提出方法等 紙又は電子調達システムにより提出すること。なお、紙の場合は上記3の場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は書留郵便により郵送することとし、提出期限必着で送付すること。

7 開札日時及び開札場所

(1) 日時 平成30年2月15日（木）午後3時

(2) 場所 静岡市葵区追手町9番50号

静岡地方法務局大会議室（2階）又は電子調達システム

8 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

以上